

山口県共同募金会県域公募助成募集要項

令和3年度共同募金による令和4年度助成

1 趣旨

共同募金は、地域の課題解決を図るとともに、社会の新しい課題を発見し問題解決の方法を探り、解決を担う活動主体の発見・育成並びに活動主体間のパートナーシップ及び活動への住民参加を促進し、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して生活を送ることができる地域社会づくりに寄与するための助成を行います。

2 実施主体

社会福祉法人 山口県共同募金会

3 助成の対象となる団体

地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされる者を除く。）で、下記事項に合致する団体を助成対象とします。

- （１）法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- （２）企業、政治団体又は宗教団体から独立して運営されていること。
- （３）その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- （４）活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- （５）活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- （６）共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

4 助成の対象となる活動

助成の対象となる活動等は、次のとおりとし、概ね県全域又は複数の市町で実施する活動については団体が新規に取り組むもの又は拡充して取り組むもの、一つの市町で実施する活動については団体が新規に取り組むもの（いずれも新規は申請時以降に取り組むもの）を助成対象とします。

- （１）子どもの生活と子育てを支援するための活動
- （２）障害者の地域生活を支えるための活動
- （３）高齢者の地域生活を支えるための活動
- （４）災害対策のための活動
- （５）更生保護を目的にした活動
- （６）その他地域福祉を推進するための活動

なお、助成に当たっては、助成を要望する団体の活動計画等を検討し、具体的に用途を指定します。ただし、次の活動は助成の対象としません。

- (1) 当該活動が、営利活動や政治、宗教のための手段として行われるもの。
- (2) 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。
- (3) 介護保険事業として行われるもの。

【助成対象となる活動例】

○地域の巡回訪問活動

(引きこもりがちな地域の高齢者や障害者宅を訪問するための車両の購入又はリース、燃料費・訪問相談員謝礼などの経費)

○住民の居場所を提供する活動

(居場所として必要な建物改修、備品整備、家賃・光熱費などの経費)

○地域の交通難民を支援する活動

(交通弱者の支援を行うための協議に係る費用、移送ボランティア実施のための車両の購入又はリース、ボランティア謝礼・燃料費などの経費)

○社会や地域での福祉を活性化させるための活動

(地域福祉に係る研修、セミナー、活動に取り組むための検討会などを実施する会場費、講師謝礼・交通費、チラシ作成費などの経費)

○地域のサロンやボランティアグループによる新たな活動

(高齢者サロンが、子育てサロンを新たに実施するための検討会費用、開催に係る建物改修、備品整備、サロン活動に係る講師等の派遣費用などの経費)

5 助成の対象となる経費

助成による活動を実施する上で必要な経費を対象とします。

活動に伴う管理経費(団体の維持・運営のための費用ではなく、あくまでも助成対象となる活動を実施する上で必要な範囲の経費とします。)も助成対象に含めることができることとします。

助成対象にならない経費

- (1) 国及び地方公共団体から委託を受けている活動に関わるもの。
- (2) 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動経費が賄えるもの。
- (3) 助成を受けた団体が二次助成を行うもの。
- (4) 団体の維持管理のためのもの。
- (5) 購入される備品が個人所有になるもの。

6 助成期間

同一活動に対する助成は最長３年まで（施設・設備の整備及び車両の購入については、原則として、助成を受けた後２年間は助成対象になりません。）としますが、その場合、通常の審査に加え、１年ごとに成果及び目的達成状況等を精査します。

なお、本会が別に定める以下の特定の団体（以下、「特定団体」という。）については、その限りではありません。

法人格の有無は問わないが、非営利団体であって、次の各号の一に該当する団体であること。

- （１）支援が必要な児童、障害者、高齢者等の当事者又は家族により組織されている団体であって、概ね県域全体を活動範囲とする団体
- （２）支援が必要な児童、障害者、高齢者等の当事者又は家族のために活動する団体であって、概ね県内の全市町に活動基盤を有する団体
- （３）県内における地域福祉の総合的な推進を図ることを目的に設置されている団体
- （４）県域全体を活動範囲とする更生保護に係る団体

7 助成額

助成額は、活動に必要とされる経費総額の８０％以内とし、法人格がある団体は上限を２００万円、法人格が無い団体は上限を５０万円とします。また、一つの市町で実施する一定規模以上の活動については、下限を３０万円とします。ただし、配分委員会が必要と認める場合については、この限りではありません。

※ 備品等の整備が総支出額の１／２以上を占めている場合は、その備品等整備の８０％以内とします。

団体種類	県域	市町域
法人格 有	総事業の８０％以内 助成額： ～２００万円 対 象：新規及び拡充する活動	総事業の８０％以内 助成額： ３０万円～２００万円 対 象：新規活動
法人格 無	総事業の８０％以内 助成額： ～５０万円 対 象：新規及び拡充する活動	総事業の８０％以内 助成額： ３０万円～５０万円 対 象：新規活動

8 助成対象となる活動対象期間

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

9 申込み期間

令和3年4月1日（木）～5月31日（月）

※ 本会又は最寄りの市町共同募金委員会まで締切日必着

10 申込み方法

申請は、原則、一団体（一事業所）一申請とします。

また、申請には、主な活動拠点のある市町共同募金委員会の「団体確認書」が必要となります（貴団体が作成する必要はありません。）ので、期日までに最寄りの市町共同募金委員会まで提出してください。

※ 特定団体又は活動が広域にわたり市町共同募金委員会により活動の実態把握が難しい団体は、本会へお問い合わせの上、申請書を提出してください。

11 申込みに係る提出書類

- （１）山口県共同募金会県域公募助成申請書（様式１）
- （２）申請活動の収支計算書（様式２）
- （３）過去の共同募金助成状況（過去５年分）（様式３）
- （４）定款又は規約、会則など
- （５）団体の申請時点直近の事業報告書及び決算書
- （６）団体所有の通帳コピー（通帳２頁目の口座番号と名義が記載されているページ）
- （７）助成により、消耗品以外の備品等を購入する場合は、そのカタログ及び見積書

12 審査・決定

助成は、本会の配分委員会での審査を経て理事会・評議員会で決定します。

審査に当たっては、原則として個別のヒアリング又は現地調査を行うこととしておりますので、対応について配慮をお願いします（事前にご連絡します）。

また、助成額は、審査の結果及び共同募金運動（令和3年10月1日～令和4年3月31日）の募金実績額により、減額や否決となることがあります。

※ 詳しくは「助成決定までのスケジュール」をご覧ください。

13 申込み・問合せ先

〒753-0072 山口市大手町9-6山口県社会福祉会館2F

社会福祉法人 山口県共同募金会

TEL (083) 922-2803 FAX (083) 922-2809

E-mail : yamaguchi@akaihane.net

※ 又は最寄りの市町共同募金委員会